

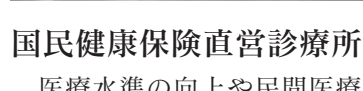
〈長浜市国民健康保険直営診療所の所在地〉



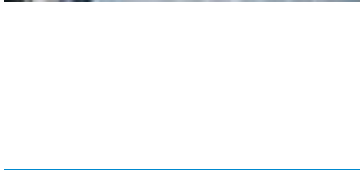
塩津診療所
(西浅井町塩津中1458 ☎88-0341)



永原診療所
(西浅井町大浦2282 ☎89-0012)



中之郷診療所・中之郷歯科診療所
(余呉町中之郷2434 ☎86-8105〈診療所〉 ☎86-8120〈歯科診療所〉)



浅井歯科診療所
(野田町127 ☎74-2281)



浅井診療所
(当目町84-7 ☎74-1209)



国民健康保険直営診療所とは・・・

医療水準の向上や民間医療機関の進出が期待できない地域での医療を確保するために設置しています。万一病気やケガをしたときでも、安心して医療が受けられるような体制を整えています。

○以前は、二人の医師がいたが今は一人。体の調子が悪くなると、診療所に頼ってしまいますが、先生に負担がかかるのではと、心配です。(50歳男性)

○自分が子どもの時から面倒をみてもらっています。孫ができた今では、自分はもちろん子や孫も診てもらっています。家庭の事をわかってもらっている診療所で大変助かっています。(60歳女性)

○気心も知れて、親身になってくれる診療所があって助かっています。すぐ近くに医師がいると思うだけで安心できます。また、待ち時間が少ないので、ありがたいです。(75歳男性)

○血圧が高いので診療を受けています。慢性的なものなので、近くに相談できる場所があつてうれしいです。(70歳女性)

診療所で聞いた**市民の声**
—あなたにとって診療所とは—

研鑽を積む。「患者さんが第一」との思いで、プライベートの時間を削る。十分と言える休日がないのはもちろん、学びの時間すら取りにくいのが現状だ。

—人を診るといふこと—
忙しい日々をおくる中で、包括医療を行う診療所だから気づけたことがある。
在宅での看取り。患者さんは90歳を超える寝たきりの人だった。
「肺炎を思い、在宅での完治をめざしましたがかなわず、最後は苦痛を取り除く治療を行いました。その過程で、最期まで懸命に介護する家族の姿を目の当たりにしました。家族の絆を感じ、その思いに触れました。一人の患者さんに寄り添えたことはもちろん、家族にも寄り添えました」。

そして改めて気づいた。
「病気だけを診るのではなく、人を診ることが大事」だと。
家庭での悩みなど、病気以外の相談を受けることもあるのが診療所。難しいことではあるが、信頼してもらっている証であり、うれしいことだと先生は言う。

—住民の皆さんへ—
「診療所や病院が繁盛するの

は良くない事です。しかし、具合が悪くなったら我慢せず来てください。頼ってください」。

「かかりつけ医」という言葉がある。患者の生活環境を知ったうえで、日常的な診療や健康管理・相談に乗ってくれる身近な医師の事だ。開業医のいないこの地域で樋元先生はその役割を果たしたいと今日も奮闘している。

このように地域の患者のために奮闘している樋元先生ですが、赴任されるまでは、医師の確保がなかなかできない状況でした。今後この厳しい状況が続くと思われます。

また、現状の一診療所一医師体制により、一人の医師にかかる負担が大きくなっています。持続的かつ安定的なサービスを提供するには、医師に過重な負担のかからない医療体制の確立と、保健・福祉とも緊密に連携していく必要があります。地域で安心して生活を送るためにも、地域医療についても考えていきたいと思います。



第1回
(全3回)

知ってほしい地域医療のこと

全国的に医師不足による医療現場の疲弊が問題となっていますが、長浜市でも医師が不足している事をご存じですか？
本号から3回にわたって医療関係に従事されている皆さんの現場の声をお届けします。
上手な医療機関のかかり方について考えてみてください。

上手な医療機関の利用の仕方

—地域医療の質の維持に向けて—

湖北医師会学術副部長 雨森 正洋 先生

全国的に医師不足が問題になっていますが、湖北地域では100人あまりの開業医と180人ほどの勤務医が対応しています。このような中で、地域医療の質を維持するためには、すべての地域住民の理解と協力が不可欠です。

とくに、病院の内科系医師の不足が顕著で、外来診察は非常勤医師の応援で何とか対応できても、入院患者さんの診察は、常勤医師が検査等に追われ、夕方まで先延ばしになってしまう科も出てきています。
夜間の救急当直業務にいたっては、通常勤務から当

直し翌日も通常勤務という36時間連続勤務が常態化しています。さらに、救急車は12台ありますが、旧長浜市内の出動要請に木之本から救急車が出動したという事例も発生しています。

このような厳しい状況の中で、コンビニ受診と言われるような救急外来の利用や、自宅前で待っている例も散見されます。

まずは、診療所開業医を「かかりつけ医」として持ち、症状が軽い場合や、慢性疾患の治療の相談をする際は、「かかりつけ医」を受診してください。